

平成26年5月16日

美里町教育委員会臨時会会議録

平成26年5月教育委員会臨時会議

日 時 平成26年5月16日（金曜日）

午後2時30分開議

場 所 美里町近代文学館 視聴覚会議室

出席委員（5名）

1番	委員 長	佐々木 勝 男 君
2番	委員長職務代行	成 澤 明 子 君
3番	委員	後 藤 眞 琴 君
4番	委員	佐 藤 三 昭 君
5番	教 育 長	佐々木 賢 治 君

欠席委員

な し

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長 渋谷 芳 和 君

教育総務課課長補佐 寒河江 克 哉 君

傍聴者 5名

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

・ 協議事項

第2 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について

本日の会議に付した事件

第1 会議録署名委員の指名

- ・ 協議事項

第2 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について

午後2時30分 開会

○委員長（佐々木勝男君） 皆さん、こんにちは。

平成26年5月教育委員会臨時会議を始めることにいたします。

日程第1 会議録署名員の指名

○委員長（佐々木勝男君） 日程第1、会議録署名委員の指名ということで、2番委員成澤委員、4番委員佐藤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

協議事項 日程第2 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について

○委員長（佐々木勝男君） 協議事項、日程第2、美里町小牛田地域学校給食センター基本構想についての1件でございます。

これまでの件について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

では、教育長からお願い申し上げます。

○教育長（佐々木賢治君） 皆さん、改めてこんにちは。大変御苦労さまです。

また、今週の月曜日ですか、12日に4時半にお集まりいただきまして、大変ありがとうございました。12日で済めばよかったのですが、きょう臨時会議を急遽開かなくてはいけない状況になりました。それで、経緯を委員さん方も御存じなのですが、確認の意味を込めながらお話しさせていただきたいと思います。

5月12日16時半に、町長に前回の教育委員会のときに協議した基本構想の返却についての依頼の文書を、教育委員さん皆さんでお邪魔をして、委員長から説明して町長に提出しました。

それで、町長はあの文書をごらんになり、その後懇談という形を組んでいましたが、その中で、委員の皆様が感じられたと思いますが、この間の文書ではとても納得できないと、どうもこれでは応じられないといった内容のお話がありました。後日に正式に文書で教育委員長名、教育委員会に出しますので、そういったお話もいただいております。

それで、町長がその部屋を退出された後、委員さん方、せっかくお集まりいただいたので、今後のことについてちょっと打ち合わせをさせていただきました。町長から懇談の中でいろいろ要望等が出されたことを、私たちはどう受けとめ、どういうふうにやったらいいのかと。それで、何としてもあの基本構想を教育委員会としては返していただきたいという方針は変わらないということをそこでまた確認させていただきましたし、町長から口頭で御指摘を受けたことなどをどういうふうな形であらわすかというような内容について打ち合わせさせていただきました。

ました。

その場は一応それでお帰りいただいて、その後に、翌日ですか、町長から、きょう手元に資料が行っていると思いますが、そういった内容で教育委員会に文書が届きました。それで、委員さん方々と懇談の打ち合わせをしたときに、町長からの文書を事務局でよく見て、多分きょうの話とそんなに変わらないであろうということで、あのとき臨時会をどうしても開かなくてはいけないということで、きょうの日程についてはあの場で決めていただきました。それまでに、きょうの臨時会のときに再度この返却依頼の文書を事務局で資料として準備してくださいと。もちろんこれは事務局ではなくて、教育委員長と連絡をとり合いながら作成させていただきました。そういった流れで、本日この会を迎えることになりました。

きのう、事務局でそれぞれ委員さんにお届けさせていただきましたが、これを見ていただいて、委員長を中心に協議いただきまして、きょうこの文書について決めていただかないと、これが事務局としてのお願いであります。よろしくお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） これまでの経緯について教育長から御報告いただきました。

それでは、次に進ませてもらいたと思います。皆さんに事務局から「文書の返却について（依頼）」ということで、案ということで示されております。この文書については、いま教育長からもお話をいただきましたように、委員長から指示を出していきまして、委員長がその文面を作成したものと、あとは事務局の文面と照らし合わせながら文書を作成したものが、案として委員の皆さんに示されているものでございます。

この文書の返却の依頼について、事務局から朗読なり、ちょっと説明をしていただくとありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、事務局のほうで一度朗読させていただきますので、よろしくお願いします。

文書の内容は、文書の返却について（依頼）でございます。これについては、5月12日に出した文書の中身と変更ございません。返却を依頼する文書についても同じでございます。返却を依頼する理由について、改めまして読み上げさせていただきますと思います。

美里町教育委員会は、最初に建議した「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」の剽窃問題などに対する不適切な処置、またその後、再提出した基本構想に係る教育委員会の認識の甘さが、町民の皆様には不信感を抱かせ、また町議会を混乱させ、町長をはじめ町民の方々、町議会議員の皆様にはたいへんな御迷惑をおかけしましたことに深く陳謝するところであります。

最初に剽窃の疑いが生じたとき、教育行政機関として厳重に対処すべきでありました。今後

は、教育委員会の信頼を取り戻し、ぶれることなく、しっかりと教育行政を執行していかなければならないと改めて感じているところであります。

現在、本町では少子化など社会環境の変化を目の当たりにしております。このような状況の中、教育委員会として喫緊の課題となっておりますのは、将来を見据えた教育環境の整備であります。学校の適正規模及び配置を総合的に判断しなければならないことであります。これらの課題を解決する方策の一つとして、「美里町学校教育環境審議会」を設置し、教育環境の整備について調査、審議をいただき、このたび答申をいただいたところであります。

この答申を受け、今後、早急に学校教育の環境整備について総合的に検討し、将来に向けた学校教育のあり方について、時間的なスケジュール、費用面を考慮しながら教育委員会として方針を決定することが、最重要かつ最優先事項と考えております。

以上のことから、喫緊の課題に全力で取り組むために、「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」を返却していただきたくお願い申し上げます。

今後、教育委員会といたしましては、教育行政の信頼の回復に努めるとともに、関係機関、町民の方々の御意見等を踏まえながら子供たちの学力向上、健全育成に全力を挙げて取り組んでまいりますので、お力添えのほどよろしくお願い申し上げます。

以上が、返却を依頼する理由でありまして、大きくいいまして3つの文書に分かれているかと思っております。前段におきましては、これまでのいろいろな経緯を踏まえまして、町長初め町民の方々等に反省を含めたお詫びをする、陳謝をするという内容でございます。2つ目の中段におきましては、これは5月12日に提出した文書の返却依頼と同じでございますけれども、学校教育環境審議会などで審議してきたことを踏まえて、今後教育委員会ではしなければならないことをうたっております。最後におきましては、そういったことも含めて基本構想を返却していただいた上、教育委員会では子どもたちのために全力を挙げて取り組んでいくという、その3つの文書立てとなっていること、これは、町長からいただきました返却依頼に関する文書について、5月12日に口頭で話されたことを踏まえての3段階での文書であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○教育長（佐々木賢治君） 委員長、ちょっと補足いいでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） はい、お願いします。

○教育長（佐々木賢治君） 今、寒河江補佐が3つのポイントをお話しされましたが、もうちょっと具体的に内容などをお話しさせていただきたいと思っております。

1点目は、とにかく謝罪だと、お詫びしなくてはいけないと。教育委員会は今までのことを

反省し、謝罪をすると。当然、町民の方々、議会もありますけれども、町民の方々の中には保護者始め、あるいはいろいろ署名運動をされた方々なども含まれております。そういったことなども全部ここに入っているということも補足させていただきたいと思います。

それから、2点目ですが、この小牛田地域学校給食センター基本構想を返していただくという返却の願いを申し出るということは、その裏を言えば、小牛田地域の給食センター化というのは非現実的であると、ちょっと無理であろうという、そういったことも当然これは含まれると思います。

それから、3点目、最後のほうにちょっと書かせていただいておりますが、「町民の方々の御意見等を踏まえながら」と、「関係機関、町民の方々の御意見等を踏まえながら」と、これは今までも大分御指摘いただきました教育基本法13条の中にある教育行政を推進する場合、これは学校関係なのですけれども、学校、家庭、地域社会の3者との相互の連携、協力に努めることと、そういったことがうたわれております。それに基づいて、教育委員会として今後教育行政を推進し、信頼回復に努めていかななくてはいけないだろうという意味もその中に込めさせていただいて作成させていただいたものであります。補足させていただきました、以上です。

○委員長（佐々木勝男君） ありがとうございます。文書の返却について（依頼）ということで、朗読、そして補足も含めて説明がございました。

それでは、協議でございますので、質疑応答、意見ということで進ませていただきたいと思います。それで、その中で、成案に向けて確認するというような進め方をしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

それでは、質疑応答、御意見ということで、まとめてお話をいただきながら進めたいと思います。はい、どうぞ、お願いします。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕、町長さんからの返却に応じられない理由を読みまして、とても厳しく、教育委員会は相対的に独立した行政機関の一つであるというふうに理解しております。それを、町長からこんな厳しい意見を述べられるということは、教育委員会としてはとても恥ずかしいことではないかと感じまして、僕、これは町長さんから言われたからそれをそのとおり実行しなければならないのだとは考えておりませんけれども、この文書を読みましたら、それなりにきっちりとした論理的に明解な言い分だろうと思ひまして、それを満たすような形を教育委員会としてとるべきではないかと思ひまして、事務局のほうで今説明がありましたものを僕なりに読ませていただきまして、意味不明な部分がありましたので、僕なりに町長さんのほうの返却されない理由をもとに案の案を書いてきましたので、一応これを皆さんに配ってい

ただいで。

○委員長（佐々木勝男君） 資料としてですね。はい、お願いします。若干、コピーをとる時間がございしますので、暫時休憩とさせていただきます。

午後2時48分 休憩

午後2時50分 再開

○委員長（佐々木勝男君） それでは、休憩前に引き続き協議ということで始めることにいたします。

では、案の案につきまして、後藤委員からお願いします。

○3番委員（後藤眞琴君） 最初に、僕のこの案の案は、下線をしたところが僕が追加した部分で、真ん中に線が引いてあるのはこれは省くという意味で、それから6つ点々があるのは同じで、ワープロを打つのが遅いですから省略して全部省いたところですよ。

それで、説明しますと、「最初に建議した」を「提出した」と直したのは、「建議」という意味を辞書で調べますと、「意見を申し立てること、またその意見」と、これは広辞苑の第6版です。2番目として、「明治憲法下、議院がその意思又は希望を政府に申し述べること」、この2つの意味があって、それから小学館の国語大辞典には、「意見を役所に申し述べること、またその意見、建白」、2番として「旧憲法の下で、帝国議会の各議院が政府に対して意見や希望を述べること」となっておりまして、「建議」というのは、先ほど申しましたように、教育委員会というのは相対的に独立した行政機関ですから、この「建議」という言葉を町長に出すのは適していないのではないかと、現代において。それで、あえていま新たにするときには、この第1回目は建議した、建議書とかとして出したのかもしれませんが、その反省を込めて、「建議」という言葉を別の言葉にかえてもいいのではないかと判断したというのが1つの理由です。

それから、もう一つ、この「剽窃問題など」に対しての「など」をとったのは、これは剽窃問題以外に何があるのかと僕は想像しますと余り考えられなかったもので、「など」は要らないのではないかとこのふうにして、それで「不適切な処置、」、それで読点があると、これは多分文章としては「不適切な処置と甘さが町民の皆様には不信感を抱かせ」という意味になるのかと思うのですけれども、それではちょっと曖昧な部分があると思いましたので、もうちょっとはっきりさせたほうがいいのではないかと、それで、「不適切な処置をしたこと並びに基本構想を十分に修正しないで再提出することなどをして」と、この基本構想を十分に修正し

ないというのが前にある、町長さんに出した理由の中にも一つ入ってしまっていて、「再提出することなどをして」という「など」は、町長さんが、先ほどお話ししましたけれども、厳しい指摘がありまして、「町議会議員の質問に対する答弁の責任の所在など」、この部分をその「など」に入れたつもりで、その「など」を入れた、「再提出することなどをして」ということ。

それから、この「町長をはじめ町民の方々」というのを書きかえたのは、あくまでも町民が主権者ですので、「町民はじめ」、それから町民が選んだ町議会議員、町民が選んだ町長ということで、順序を入れかえたためです。あくまでも町民が主権者だということを踏まえた表現です。

あとは、「おかけしましたこと」、これは「おかけしましたことに対して」というのは、これは「てにをは」の問題です。

それから、次の「基本構想に関して」というのは、補った形です。

それから、「行政機関として対処すべきでありました」というのは、もう少し具体的に、「それを真摯に受けとめ、反省すべきは反省し、謝罪すべきは謝罪すべきでしたが、それをしなかったことを反省し、謝罪いたします」と、そういうふうに入れた。

次は、「今後はそのようなことのないように努め」とそれを補って、それからその「信頼」のところをもうちょっと意味をはっきりさせて、「教育委員会に対する町民の信頼を得る」と、この「ぶれることなく」というのは入れなくてもいいのではないかという僕の勝手な省き方です。

それで、あとは「痛感しております」、これも自分の勝手な表現。

それから、「現在」というところから始まる段落では、「教育委員会として」という部分、やはり「てにをは」の問題、「教育委員会にとって」というふうにかえて、それから、「以上のこと」というところを「以上のことを踏まえて」と。

それで、「教育委員会は喫緊の課題である」、これは繰り返すですけども、前に出てきました。この点々は、これは同じものだという省略しましたという、「教育委員会は喫緊の課題である将来を見据えた教育環境の整備に全力で取り組んでいきます」、これを補っただけです、前にある文章を。

それから、「取り組んでいくため」、これはちょっと指摘のところ、「取り組むために」となっている、「取り組んでいきます」。これは返してくれというのが余りはっきりしませんでしたので、先ほどのお話では、このセンターはもう建設はあり得ないということが前提になっているのだというお話でしたけれども、それをはっきりと「そのために取り組んでいきます」。

取り組んでいくために、そのために美里町小牛田地域学校給食センター基本構想を撤回させていただきたいと思いますので、それをあえて文章化したわけです。

次は、「てにをは」の問題です。町民の信頼の回復というのをもうちょっとはっきりさせて、僕は、丁寧語と謙譲語と尊敬語というのが余りこの年になっても区別できない。「取り組んでまいりますので」と言いますと、「まいる」という言葉が辞書でいろいろ調べてみますと、謙譲語というふうに使われて、その謙譲語というのは、下の者が上の者に、そういう意味合いが僕の場合はどうもあるのではないかと思ひまして、それであえてこの「取り組んでいきます」と「まいります」を。先ほど申しましたように、相対的に独立行政機関ですのでという意味合いです。それも、「てにをは」の問題。

それから、「お力添えのほどを」というのも、これも何だか、下の者が上の者にお願いするようなニュアンスが僕の場合にどうも、これは勝手なもので、「御協力」と、これは下線を引くのを忘れました、ごめんなさい。そういうところですよ。

○委員長（佐々木勝男君） 以上ですか。

○3番委員（後藤眞琴君） はい、以上です。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、いま案の案ということで、後藤委員からいただきました資料に基づいて、1行ずつ確認をしながら進めていきたいと思ひます。

まず、1行目のところで、「美里町教育委員会は、最初に提出した」ということで、「建議」という言葉を「提出」ということに置きかえて表現したい。この行のところから、いろいろ御意見をいただきながら進めていきたいと思ひます。

○教育長（佐々木賢治君） 委員長、いま後藤委員さんから貴重な意見ありがとうございました。

一応、ひと通り、ほかの委員さんに自分なりに感じられたことをお聞きいただきたいと思ひますが、それで最後に協議するとしてはいかがでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） はい、進め方として、今それぞれの委員の方から、いま出された案の案について御意見をいただきながら、それであと細かいところについては、その行に従って進めていきたいというようなことで話が出ておりますが、いかがでしょうか。

○3番委員（後藤眞琴君） まず、事務局の案が前もって配られておりますので、それをどう委員の方々が受けとめたかと。僕はこういうふうに受けとめましたという形で説明したほうがいい。ですから、事務局の案をということをお願いしたいと思ひます。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、進め方でもう一度確認をするということですが、最初に事務局案として、先ほど朗読、あと補足説明がありました。まずは、そこの事務局から示され

た返却を依頼する理由についてそれぞれ意見を出していただき、そしていま後藤委員から案の案として説明されたことについては、その後ということで、その順番で進めていきたいと思いをします。それでは、御質問、御意見をいただきながらいきたいと思いをしますので、お願いします。

○4番委員（佐藤三昭君）　まずは、明確にこれまでの教育委員会としての協議、経過について、最初の提出、建議から、この剽窃にかかわる問題において全てがスタートして、そこで重ねられた議論というのがどうしてもその再提出の修正という中であっても、常にそのものの本質を見きわめないまま、議会答弁も含めまして適切な処置ができなかった。そこがあるために、いろいろなまとめについても間違っていたのではないかという、教育委員会としての総括をしてほしいということが町長から述べられておりますが、まさにその部分を反省し、しっかりとまとめた上で新しい教育のあり方を検討していくというふうなことが今回のさらなる返却に対しての教育委員会の意見ということで、本当に迷惑をおかけしたことにに関して謝罪する気持ちを前面に出して総括することはいいと思っております。

それから、環境審の関係もございまして、この事項が2つ目に入って、3番目にこれからのことを新たに、答申を踏まえた中で考えていくという方向をしっかりと打ち出すということはいいと思いをします。

字句について後藤議員さんからの意見が出ていますけれども、より矛盾のない形の文章が整理されれば、きょうの話し合いの中でよろしいのではないかなと思っております。私としては、この事務局でまとめられたものについて異議はございません。内容について、異議はございません。

○委員長（佐々木勝男君）　では、成澤委員。

○2番委員（成澤明子君）　一つは、町長さんからこういう文章がよこされたということは、非常に私は納得がいくといたしますか、よかったなと思いをしました。

私が委員になってから1年間、いつもこのことが頭の中にありましたけれども、今まで長いこと、それこそ10年以上もの長い間このことにかかわってきた事務局の方や教育長さんとか、そういった皆さんが今度こそ返却を依頼するのだという理由をこのように端的にはっきりと書かれたことに対して、物すごく感じる場所があります。

長い間いろいろなことをやってきた中で、ここまで決断するということはなかなか大変なことではなかったかと思いをしますけれども、でも、一方でやっぱり正しいことは正しい、だめなことはだめだということできちんとしていくということが、町民のため、私たちのためでもありますので、私もこの返却を依頼する理由、これだけのことをつけたということはとてもよいと

思います。

後藤委員さんから出てきた言葉なのですからけれども、何となく井勘定で読むのですけれども、そういうことなくきちっと捉えていますので、やはりこれも取り入れるところは取り入れて文章にしていっていいのではないのでしょうか。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） 事務局案としては、先ほど教育長から説明があったわけですが、委員長も、同じこの事務局案の中で委員長としてつくった原稿もここに加味されています。

そういうことで、事務局の教育長さんのほうから何か補足する内容がございましたら。

○教育長（佐々木賢治君） 補足ではないのですが、ほかの委員さんからも内容的にはこれいろいろ言葉に配慮いただきながらお話をいただきました。それで、私のほうで補足というよりも、成澤委員さん、佐藤委員さん、委員長はもちろんですが、御意見を伺いましたので、後藤委員さんがこの資料を提供いただいたので、これについてちょっと協議していただければと思いますが、後藤委員さん、いいでしょうか。

皆さんの意見をお聞きした段階ですので、そちらのほうに話を進めていただきたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） ちょっとお待ちくださいね。

それで、それぞれの委員から事務局案に対して、これを生かしながら、生かしてということは、これをもとにしながら、さらに後藤委員から出されました案の案について取り入れるべきことは取り入れるというようなことで進めたいと、そういうふうな、進めてほしいというような意見も出ておられるわけですので、事務局案と後藤委員から出されました案の案ということで、今度は具体的に行を追いつつながら文言の確認をして、それぞれの意見をいただきながら、そこで成案をつくっていくというようなことになろうと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、そういう方向で進めさせていただきたいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） それで、1つ質問しておきたいのですけれども、返却を依頼する理由の2行目の後半の部分ですけれども、「再提出した基本構想に係る教育委員会の認識の甘さが」というのが、これは僕、何度読んでも意味がまいちわからないのですけれども、再提出した基本構想に係る教育委員会の認識の甘さがというと、何に対する認識の甘さになるわけですか。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、ただいまの事務局案として出ております2行から3行目、「再提出した基本構想に係る教育委員会の認識の甘さが」というこの表現の意図するところと
いうことによろしいですか。

○教育長（佐々木賢治君） 私のほうで、あと補足的なことがあれば、補佐からお話しさせます。
再提出した基本構想ですね、剽窃問題があった原本のいわゆるほかの自治体から持ってきたものを全部削除して、美里風に直して再提出しました。ですが、まだあったのですね。例えば食育の問題、この基本構想をつくる当時の年代、いわゆるベースとなるものが、つくったときの年代そのまま、ところが変わってきているのですね、食育関係の基本方針が。ですから、変わった、当然新しいものに直して修正して出すべきでないのかという御指摘などもいただいております。あと、ウエット方式とか、ドライ方式とか、いわゆる不適正といいますか、合わない表現などもありました。その辺もきちっと本来であれば直して再提出と、その辺のことについて教育委員会の認識がちょっと甘かったのではないかと、そういう意味ですね。

もし、あと、寒河江補佐、何かあれば、そんなところかな。

○委員長（佐々木勝男君） はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） そうすると、再提出する場合の基本構想の修正の仕方に問題があったということになるわけですね。そうすると、この文章からは修正という言葉が外されていますので、僕も一生懸命考えて、それで「並びに基本構想を十分に修正しないで再提出することなどをして」というふうにこの部分を読みかえたのですよね。これだけでは、先ほどお話ししましたように何のことかわかりませんでしたので、聞きましたらやはり修正とかかわる問題ですね。

僕の理解では、その修正の仕方がなぜ不十分だったのかということは、この前の剽窃問題というものをしっかりと捉えていないので、それとのかかわり合いで修正も当然不十分にならざるを得ない部分が出てくるのではないかと僕は捉えるわけですね。だから、その辺のところは、僕のつくった文章でもはっきり分けておりませんが、その関係は。当然、それは関係がある問題だろうと思うのですよね。ですから、ここの本当は「再提出した基本構想に係る教育委員会の認識の甘さ」という、この辺の部分をもうちょっと、いま教育長さんの発言の意を踏まえた表現の仕方にしたほうがよろしいのではないかと思います。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） いま「認識の甘さ」という表現の部分を、先ほどの案の案として示されております「並びに基本構想を十分に修正しないで再提出することなどをして」というような表現に直したらどうでしょうかということで後藤委員からは示されてございます。この件

についてはどうでしょうか。それぞれの委員の皆さんから、どうかその辺のところのお考えをいただければ。こういう表現であればいいだろうとか、いや、修正するのであればこうだろうとかというような御意見をいただければと思います。はい、どうぞ。

○2番委員（成澤明子君）　いま後藤委員さんが「教育委員会の認識の甘さ」ということがよくわからないということで質問しましたら、教育長さんから詳しく説明がありました。だったら、後藤委員さんのこれでいいのではないかということになったのですよね。だから、あとはほかに質問があるかどうかやっていって、あとは文章直しにいったらいいのではないのでしょうか。ほかに質問がなければ、始めてもいいと思いますけれども。

○委員長（佐々木勝男君）　佐藤委員さん、あとはいいですか。

○4番委員（佐藤三昭君）　よろしいです。

○委員長（佐々木勝男君）　それでは、この事務局案の2行から3行にかかる表現のことで、「再提出した基本構想に係る教育委員会の認識の甘さが」というような表現の部分を、後藤委員の案の案としての「並びに基本構想を十分に修正しないで再提出することなどをして」というような下線が引かれているところに直して、表現にかえてよいということなので、そのところを修正というようなことでいたしたいと思います。

では関連して、案の案のほうを見ていただいて、1行目から5行目までの部分の段落について、それ以外のところ、下線が引かれているところがございます。そのところの表現、文言のあらわし方について、意見をお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

○2番委員（成澤明子君）　それでは、1行目の「最初に建議した」というところを「提出」と、後藤さんの御意見なのですけれども、事務局の案でも2行目に「再提出した」となっていて、両方とも提出でいいのではないかと思いました。私は、特別に役所の言葉できちっと「建議」という言葉を使うのかなと思っていたのですけれども、「提出」でよいのであれば「提出」のほうがわかりやすくいいと思います。

○委員長（佐々木勝男君）　はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君）　先ほど説明しましたように「建議」という意味合いは、やっぱり役所との上下関係が含まれているのですよね。ですから、事務局が町長に建議するのは、これは言葉としてあり得ると。ですけれども、教育委員会が町長に建議するということは、同格の立場だろうと思うのですね。ですから、使わないほうが望ましいのではないかというニュアンスが含まれているのではないかと思うのですね。

○委員長（佐々木勝男君）　はい。

○教育長（佐々木賢治君） この部分について、実は大変悩んだところでした。それで、出すとき、事実として「建議」という言葉で最初に出しているのですね。ですから、確かにふさわしいとかふさわしくないとか、それはもう何回も議会でも御指導いただいております。ただ、今回この表現をするときに、この「建議」という事実と、こういった形で出したというのはもう事実として明らかでありますので、この言葉を使おうかという、大変悩みました、正直に言って。ですから、いま後藤委員さんが言われた「提出」でいいのかどうか、実は判断しかねた部分もございます、正直に言って。

○委員長（佐々木勝男君） はい。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕は、この委員会の反省を込めて、「建議」をあえて「提出した」と言い直したというふうにこの場合は使わせてもらう。今までの話を反省したのだということで、教育長さんがおっしゃるように、事実は事実ですから、やっぱり使ってもいいのではないかと、使わざるを得ないのではないかとという考え方もこれは当然あり得ると思う。ですけれども、この委員会が改めて見直したら、やっぱり「建議」というのはちょっとニュアンスがおかしいのではないかとというふうに判断したということも可能だろうと思う。

○委員長（佐々木勝男君） そういう考えだと、その「提出」というような言葉でいいだろうと。

○3番委員（後藤眞琴君） ええ、その反省も込めてということ。

○教育長（佐々木賢治君） ありがとうございます。今回の目的は、あくまでも基本構想を返していただきたいというのが大きな狙いでありまして、過去のこともこれは重要視しなくてはいけないのですが、いま後藤委員さんからそういうお話をいただくと、事務局も大変ありがたいなど。ありがたいといえますか、「提出」という、今の話し合いの協議の中で、それでいこうというのであれば、事務局としては何らそれについて、いや、こうでなくてはだめだという考え方はございません。

○委員長（佐々木勝男君） はい。

○4番委員（佐藤三昭君） 今の発言、御回答等を踏まえて、この議論というか、話し合いがそのまま残る形になっていますよね。それを踏まえた形で「提出」という文言で改めるということで私はいいいのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） そうすると、事務局案で「最初に建議した」という、その「建議」ということを「提出」という言葉にかえるということですね。

次に、同じく5行までの間にまだ確認していないところがございますのでお願いします。はい、どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） 確かに御指摘されてはっとしました。事務局で示しました4行目、「町長をはじめ町民の方々」と順番ですが、まさに後藤委員さんから本当に、そういう認識の甘さが、教育委員会の特に私にあったのかなと反省していますが、「町民の皆様はじめ町議会議員、そして町長」と、それが当然のことであろうと思いました。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、ほかになければ、事務局案の4行目の「町長をはじめ町民の方々、町議会議員の皆様」という表現の部分、後藤委員の案の案で4行目、「町民はじめ町議会議員の皆様及び町長」という下線を引いた文言に直すということによろしいですね。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長。これは、やっぱり自分で書いた「町議会議員の皆様」の「皆様」が町議会議員だけに入っているのか、「町民の皆様はじめ」あるいは「町民はじめ町議会議員及び町長に」と、この「皆様」を入れると、町議会議員だけちょっと丁寧に扱っている。

○委員長（佐々木勝男君） 全体の表現上ね。つくのだったら、「皆様」を町民の皆様とか全てつける必要があるのではないかとかそういうことになろうかと思うのですが、この辺。ちょっと文言の細かいところが出てきましたので確認を。はい、どうぞ。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） これは、あくまでも教育委員会を代表する委員長が町長に出す文章だったので、最初に町長と入れてしまったのです、事務局では。町民に対して、つまり周知を図る文書であれば当然「町民の方々」が最初に来る訳ですけども、教育委員会から町長に対する文書ということだったので、「町長」と最初に入れてしまったということを申し添えさせていただきます。

ですので、今、皆さん方がお話になったとおり、やはり町民の方々が主であるので、そこは「町民の皆様はじめ町議会議員及び町長に」によろしいのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） そうすると、確認しますよ。案の案のところをいま見えています。4行目、「町民の皆様はじめ町議会議員及び町長」という表現になります。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、そういうことで。次の5行目の「対して」というところです。

○4番委員（佐藤三昭君） いいですか。

○委員長（佐々木勝男君） はい。

○4番委員（佐藤三昭君） 後藤委員さんから提出されたものについていま討論しておるのですが、より具体的に、そのことの主語に対して何がかかっているのか、言葉の使いまわしは、文言は適切ではないかということについて御提案いただいているものと思います。方向的なところで、先ほどの事務局から出されたものについて、皆さんが合意した意見の中で、後藤委員か

ら出されたものをいま話しされていると思いますので、私はこのような言い回しで具体的にすると、ちゃんとかかる言葉に対しての説明、またはその内容についてもう少し踏み込んで発言していることについてはいいと思われまますので、一言について、1行ずつ後藤委員さんの出したものを一文字として見るのではなくて、その中で何か疑問なことがあればお話をいただきながらこの方向でまとめていかれる方がよろしいのではないかと考えているのですが。

○委員長（佐々木勝男君）　こちらで今お話し申し上げているのは、今の案の案ということの中で、5行分、全体を通しての表現と、あと事務局案と対比させながら見比べたときにこういう表現も加味したほうがいいのかとか、あるいはそこまでは必要ないのではないかと、そういうような御意見をいただきながら確認していくということになろうかと思ひます。ですから、「対して」ということは、もっと具体的なところまで踏み込んでるのでこれはいいだろうというような受けとめ方と、私はそういうふう聞き取りました。

○4番委員（佐藤三昭君）　では、そのように進めてください。

○委員長（佐々木勝男君）　よろしいですか、はい。

それでは、次のところの後藤委員さんのほうの次の段落、「基本構想に関して」から「痛感しております」というところと、その事務局案は、「最初に剽窃の疑い」のところから3行目、「改めて感じているところであります」のところまで、と対比させて全体的な表現上、このように持っていったらいいだろうというところでは、

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　申し訳ございませんが、委員長よろしいでしょうか。事務局が口を挟むことではないと思うのですけれども、今の後藤委員さんからいただきました基本構想に関して云々のところで、最後に「反省し、謝罪いたします」で終わっています。前にまとめたところも、「深く陳謝いたします」と。その陳謝と謝罪ということで2度謝るのかと、おわびするのかというところが何も今議論されていなかったのかなと思ひましたので、済みませんが、戻ってしまつて申しわけないですけれども。

○委員長（佐々木勝男君）　はい。

○3番委員（後藤眞琴君）　その点、僕も疑問に思ひましたので、辞書に頼りました。「陳謝」という意味は、わけを述べて謝ること、「謝罪」というのは、罪や過ちをわびること。最初のほうの「陳謝」は、わけを述べてありますので「陳謝」が適切ではないかと。後のほうは、その過ちがありましたので「謝罪」という言葉を使っています。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　上段では、町民はじめ町議会議員及び町長に陳謝いたします、下の部分の「謝罪いたします」は、どなたに対する謝罪となりますか。

○3番委員（後藤眞琴君） 「混乱させて陳謝いたします」です。理由は書いてありますね。「処置をしたこと並びに再提出することなどをして、町民の皆様に不信感を抱かせ、また町議会を混乱させ、町民はじめご迷惑をおかけしましたことに対して」、これは理由を書いて陳謝ということですよ。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 済みません。私が今言っているのは、上段では、「町民はじめ町議会議員及び町長に陳謝いたします」は読み取れるのですけれども、下の部分の「反省し、謝罪いたします」の、つまり主体となる方はどなた、やはり同じですか。

○3番委員（後藤眞琴君） 主語がね。これは教育委員会ですね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 教育委員会は反省し、謝罪いたしますけれども、これは誰に対して反省し、謝罪するのでしょうか、対象です。

○委員長（佐々木勝男君） 対象ということですよ。

○3番委員（後藤眞琴君） これは、やはり町民、自分に対しても、教育委員会そのものに対してもあり得るでしょうし、それから町民初め、それから真摯に受けとめなかったことで混乱をもたらした町議会議員及び町長、その点をはっきりさせたほうが或いはいいのかもしれませんが、文章がくどくなるのは確かですよ。あとは、自戒を込めて、繰り返しになりますけれども、自分である教育委員会。

○委員長（佐々木勝男君） 補足する言葉は、どこにどのように入るのか。

○教育長（佐々木賢治君） はい。後藤委員さん、いいでしょうか。

これは、教育委員会自身のことを言っているのですよね。教育委員会、「行政機関として謝罪すべきところは謝罪すべきでしたが、それをしなかったことを反省しています」でだめでしょうか。そして「今後こういうことがないように努力していきます」と。教育委員会としては、大変これはもう反省している、教育委員会自身が前段のほうは町民の皆様に陳謝していると、中段の部分は、謝罪というよりも教育委員会自身の反省ですよというふうに読み取れたのですが、「反省しております」と。「そして、今後このようなことのないように努め、町民の皆様の信頼を取り戻す」と。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕としては、「反省し」が自分で反省して、それから町民の皆様に「謝罪いたします」と、そのほうが誠意を持っているのではないかと。

○教育長（佐々木賢治君） 教育委員会として「反省しております」と。「今後こういうことのないように努め、教育委員会に対する町民の信頼を取り戻すためにも、教育行政をしっかりと執行していかなければならないと痛感しております」と。教育委員会自身が、そこでこういう

ふうに反省していますということを後藤委員さんが言われたのかなど。

○3番委員（後藤眞琴君） これは僕が今指摘されてちょっと気がついたことですがけれども、反省したのは教育委員会、それで謝罪するのはやはり町民にですね。「反省し、町民の皆様に謝罪いたします」と入れたら、「深く陳謝いたします」というので二重になるからと。

○委員長（佐々木勝男君） そこで、どこにどういう言葉を入れるかによって違ってくると思いますので、ちょっとその文言を入れながら、それだったらそこは要らないのではないかとか出てくると思うのですが、確認させていただきたい。

○3番委員（後藤眞琴君） そうすると、これは佐藤三昭さんに協力いただいております。「基本構想に関して最初に剽窃の疑いが生じたとき、教育委員会は」と入れて、「教育行政機関としてそれを真摯に受けとめ、反省すべきは反省し、謝罪すべきは謝罪すべきでしたが、それをしなかったことを反省します」でよろしいですかね。「反省し、町民の皆様に謝罪いたします」。いま教育長から、「反省します」で文章を切ってもいいのではないかと。「最初に生じたときに、教育委員会は」で入れておいたほうがはっきりしますかね。「教育行政機関として、それを真摯に受けとめ、反省すべきは反省し、謝罪すべきは謝罪すべきでしたが、それをしなかったことを反省し、町民の皆様に謝罪いたします」、繰り返しても、「陳謝」は先ほど述べましたように理由を述べて陳謝すると、こちらは過ちを反省しなかったこと、謝罪しなかったこと、それを反省して、今度はそういうことを町民の皆様に謝罪いたしますと、「町民の皆様に」を入れておいたほうが、僕のあれでは一応、教育委員会が反省しているんだという誠意がこもっている感じはします。

○委員長（佐々木勝男君） はい、どうぞ。

○4番委員（佐藤三昭君） 「教育行政機関として反省します」という中には、当然反省するわけですから、謝罪の思いも入っていると思います。ただ、ここは陳謝として述べたことが理由を述べてという御説明いただいて勉強させていただきましたけれども、「町民の皆様に」という言葉をつければ、ここは内省のもとにそれは反省していると。その上で、改めて「町民の皆様に謝罪します」というふうな主語をつければ、それは2度謝罪という言葉と陳謝という言葉が出ても、それはそれでよろしいのではないかなと思います。「町民の皆様」と入れなければ、「反省します」という文章でしょうけれども、入れておけば、それはその過ちに対してとか、これまでのここで「ぶれることなく」と書いていますけれども、そういう言葉を取り除いたとしても、さらに「謝罪する」という言葉を入れて悪いことはないと思います。私からは以上です。

○委員長（佐々木勝男君） そうすると、案の案のところの「謝罪いたします」の前に、「町民の

皆様に」という言葉が入るということですね。確認のために、その「基本構想に関して」から読んでみますか。「基本構想に関して最初に剽窃の疑いが生じたとき、教育委員会は教育行政機関としてそれを真摯に受けとめ、反省すべきは反省し、謝罪すべきは謝罪すべきでしたが、それをしなかったことを反省し、町民の皆様に謝罪いたします」というような表現になります。

御意見がなければ、はい、どうぞ。

○2番委員（成澤明子君） 文章としてわかりやすくするためといいますか、初めに「町民の皆様はじめ町議会議員及び町長に大変御迷惑をおかけしましたことに対して深く陳謝いたします」と述べていまして、その後に来たわけなのですが、「基本構想に関して最初に剽窃の疑いが生じたとき、教育委員会は教育行政機関としてそれを真摯に受けとめ、反省すべきは反省し、謝罪すべきは謝罪すべきでした」。もうここで切ってしまったほうがわかりやすいのではないかと思います。その後、「が」から「謝罪いたします」まではカットして、「今後はこのようなことの無いように努め」ということでよろしいのではないのでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） 新たな表現が出てきましたが。

○2番委員（成澤明子君） 新たといいますか、繰り返してはいいですか。

○委員長（佐々木勝男君） 繰り返しても、完全に繰り返してはいいけれども、上の「陳謝」云々の表現というところとかみ合わせたときに、「すべきでした」で丸をつけて、「が」から「謝罪いたします」を、それはカットしたらどうかと。

○委員長（佐々木勝男君） はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） 反省の意味が弱くなる感じがするのですけれども、「すべきでした」では。

○2番委員（成澤明子君） ここできっぱりとするということでしたら、「謝罪すべきでした」。「それをしなかったことを反省し、町民の皆様に謝罪いたします」。2つの文章になりますけれども。

○委員長（佐々木勝男君） そうすると、後藤委員の案の案を見ると、「謝罪すべきは謝罪すべきでした」と、区切る。「しかし」ですか。

○4番委員（佐藤三昭君） 何も書かない。

○委員長（佐々木勝男君） 「すべきでした。それをしなかったことを反省し、町民の皆様に謝罪いたします」。

（「はい」の声あり）

では、次のところ、その段落のところ確認しますよ。「痛感」という言葉、「教育委員会に対

する町民の」ということと、「痛感」、感じるというのをさらに強める言葉、表現というふうに受けとめますが、その段落のところで事務局案と照らし合わせてどうかということで確認させていただきたいと思います。

○4番委員（佐藤三昭君） 私はよろしいです。

今の「それをしなかったことを反省し、町民の皆様に謝罪いたします」。

○委員長（佐々木勝男君） その後、次の「今後は」というところは。

○4番委員（佐藤三昭君） 今後は、「ぶれることなく」をとる。「このようなことのないように努め」ですよね。よろしいと思います、私は。

○委員長（佐々木勝男君） そうすると、ここに「に対する町民の信頼を取り戻し」という言葉を入れて。

そのところ、もう一度読みます。「基本構想に関して最初に剽窃の疑いが生じたとき、教育委員会は教育行政機関としてそれを真摯に受けとめ、反省すべきは反省し、謝罪すべきは謝罪すべきでした。それをしなかったことを反省し、町民の皆様に謝罪いたします。今後はそのようなことのないように努め、教育委員会に対する町民の信頼を取り戻し、教育行政をしっかりと執行していかなければならないと痛感しております」。この段落ではそのような表現にかわるということになりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、先ほどの事務局案の2番目の段落で、「最初に」というところから「感じているところであります」の表現は、後藤委員の「基本構想に関して」から「痛感しております」の表現にかわります。

次に、事務局案の「現在」というところから「返却していただきたくお願い申し上げます」というところになると思うのですけれども、案の案としては、「現在」というところから「返却していただきたくお願い申し上げます」までのところの段落で照らし合わせていただきたいと思います。

○4番委員（佐藤三昭君） 最後の4行目までですね。

○委員長（佐々木勝男君） そうです、事務局案としてはね。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長、「このたび答申をいただいたところであります」までですね、「現在」から。

○委員長（佐々木勝男君） 事務局案は、「現在、本町では」という行から11行目先まで。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長。ここは、「てにをは」の問題です。

- 委員長（佐々木勝男君） ただ「てにをは」もあるけれども、言葉が挿入されている部分もありますよね。
- 3番委員（後藤眞琴君） 「教育委員会にとって」と直しただけです。
- 教育長（佐々木賢治君） 「教育委員会として」を「にとって」にかわっただけですよね。あとは、「配置等」、「等」が入った。
- 3番委員（後藤眞琴君） これは、配置以外にも何かあるのではないかと思いますので、「等」を入れておいたのですが。
- 教育長（佐々木賢治君） 問題ないです、「等」が入っても。
- 4番委員（佐藤三昭君） ここは問題ないのではないですかね。
- 委員長（佐々木勝男君） ここはいいですね。「教育委員会にとって」とか、「配置等」の「等」、あと「以上のことを踏まえて」。その次、後藤委員の案の案で、「撤回させていただきたいと思いますので」という表現と、事務局案では、「返却していただきたくお願い」云々というふうな、その傍線の部分が入っているというのと入っていないということと、その辺の表現の仕方。「返却」という言葉は返すとか、戻すということなのですが、「撤回」というのは、法律上、意思表示をした者が、その効果を将来に向かって消滅させることを撤回といいます。
- 3番委員（後藤眞琴君） そうですね。
- 委員長（佐々木勝男君） そういうような意味。一旦提出したものを取り下げることというふうな表現になります。
- 3番委員（後藤眞琴君） 広辞苑では、「法律上は、意思表示を示した者が、その効果を将来に向かって消滅させること」というふうにあります。法律的な用語にこれは使われているというのは広辞苑が言っていること、もう一つの国語大辞典で、「一度提出したものを取り下げること」、それから「言い出した事柄を後で引っ込めること」というふうにあります。僕は、教育長さんが先ほどおっしゃった、こういう含みですよというものを意思表示、言葉にしたほうがはっきりするのではないかと思うのですね。町長さんもこれを受けて、町民に説明するときに、「こういうことです」、「撤回したことです」と、「法律的にはもう何もないですよ」と言ったら、「そういうことですか」と。今までずっと反省してきて、謝罪もしてきたのだから、ここではっきり基本構想に対する現在の教育委員会の態度を言葉で明確にするという意味では別に問題はないのではないかと思うのだけれども。問題はないといっても、確かに勇氣ある表現の一つではあるだろうと思いますけれども。
- 委員長（佐々木勝男君） はい。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 事務局で発言させていただいて申しわけないですけども、基本構想を返却していただくという行為の裏側には、教育委員会が今最優先、最重要と思っているのは「給食センター建設」ではありませんよというのはもう既にそれであらわれていると思います。

そのかわりというわけではないですけども、先ほどから言っているとおり、今からしなくてはいけないことは教育環境の整備ですよということをうたっております。ですので、あえてその中に「撤回」という文字は入れなくても、その行為そのもの自体がそれをあらわしているということは考えられないでしょうか。

あと、これは一個人の考えなのでですけども、これから委員会で行っていただきますその「環境整備方針」というものを詰めていくときに、ここで「撤回」という文字を入れてしまうと、もうその整備方針の中には給食センターはあり得ないということにもなるのかなと。ですので、環境審議会から受けた答申を受けて、教育委員会はまたリセットして、全てのものにリセットをかけて新たに学校の将来のあり方を審議していくのだよと。その中で、もう給食センターは絶対あり得ないのだよとするのか。となると、それもまた違う意味になるのかなということ、ちょっと思いました。

○委員長（佐々木勝男君） 今の先ほども文言で確認したとおり、「意思表示した者が、その効果を将来に向かって消滅させること」ということが「撤回」なのだということで確認はしているのですが、いま事務局として示された、給食センターは二度とつぐらないよと、その「撤回する」という形の表現であれば、二度と給食センターはこれからはつぐらないというようになりますが、そういうような表現はどうなのですかということです。はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） そうはならなくて、この基本構想を撤回するのです。ですから、このいわゆる基本構想を撤回するわけで、その基本構想はありませんから、センターをもし造ったほうが良いとするのだったら、改めてセンターのことを検討すると。ですから、あくまでもこの基本構想を撤回するという意味です。ですから、今の事務局の方が心配したことは何にも問題ありません。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） その辺の表現の確認はよろしいですか。はい、どうぞ。

○2番委員（成澤明子君） 事務局案で、「この答申を受け、今後、早急に学校教育の環境整備について総合的に検討し、将来に向けた学校教育のあり方について」、こういったことを考慮しながら方針を決定していきたいと表現してありますけれども、考慮しなければならないことは恐らくこのことだけに限らずいろいろなことがあると思いますので、ここはもうあえて書か

なくてもいいのではないかと思います。つまり、「将来に向けた学校教育のあり方について、教育委員会として方針を決定することが」とやっていいのではないかと思います。

- 委員長（佐々木勝男君） 事務局としてはどうですか。
- 2番委員（成澤明子君） 委員さんの意見をお聞きしたいと思います。
- 3番委員（後藤眞琴君） もう一度、成澤委員さんに確認したいのですが、もう一度説明をお願いします。
- 2番委員（成澤明子君） はい。これから、教育委員会としての方針を決定していかなければいけないのですが、その場合に考慮していくことは恐らくは「時間的なこと」、「費用面」、そのほかいろいろなことがあると思いますので、ここではあえて具体的にこの2つのことを書かなくてもよいのではないかと思います。
- 3番委員（後藤眞琴君） この「時間的なスケジュール」というところですか。
- 2番委員（成澤明子君） はい。そこをカットして、端的にもう「あり方について方針を決定する」という文章にしてもいいのではないかと思います。
- 3番委員（後藤眞琴君） この「あり方について、教育委員会としての方針を決定することが」というところですね。どうもありがとうございました。
- 教育長（佐々木賢治君） 学校教育のあり方についての次の「時間的なスケジュール、費用面などを考慮しながら」という部分を削除してほしいということですか。
- 2番委員（成澤明子君） はい、そうです。
- 委員長（佐々木勝男君） これは、かなり具体的なところまで踏み込んで表現をしておるわけでございますけれども。
- 教育長（佐々木賢治君） 今後のことをいま重要視しようということで、最優先事項ということでそこに述べてありますが、やはり具体的にこれを作成する段階で、例えばこういうことについて内容を具体的に入れたほうがいいのではないかという判断のもと、あえて入れさせていただきました。これ以外にももちろんいろいろあると思います。ですから、「時間的なスケジュール、費用面など」、これは一応お金も関係しますので入れさせていただきたいと思います。
- 委員長（佐々木勝男君） この文言の「時間的なスケジュール、費用面を考慮しながら」というところが、これからの将来に向けた学校教育のあり方について、もうすぐにも取りかからなければいけないのだというようなところから絞り出した言葉というふうに、受けとめられます。
- 3番委員（後藤眞琴君） それは入っていても問題はないと思うのですが、あえて申しますと、「早急に」という言葉があるのですよね。「この答申を受け、今後早急に」、「あり

方について決定することが」という意味がありますので、「早急に」は時間的なスケジュール、「費用面等を考慮しながら」というのはありませんけれども、当然、環境整備のときには費用面も入る、やっぱり入れておいたほうが望ましいですか、僕はなくても。

「この答申を受け、今後、早急に」という成澤委員さんがおっしゃった「時間的なスケジュール、費用面を考慮しながら」を省いてしまって、「今後、早急に学校教育の環境整備について総合的に検討し、将来に向けた学校教育のあり方について教育委員会として方針を決定することが、最重要かつ再優先事項と考えております」、この「早急に」は「検討し」にかかるのだらうと思うのですけれども、早急に検討する。その検討するときにはいろいろなものが入ってくるだらうと思うのですけれども、当然、財政的な面も、お金の面、それで何年後までにはやらなければならないということも入ってくるだらうと思いますので、結論的にはなくても問題は無いのではないかというのが、僕の感想です。

○委員長（佐々木勝男君） 事務局として、成案をつくるときに、今のカットするところおわかりになったでしょうか。

○教育長（佐々木賢治君） わかりましたというのは、内容として、話し合いの内容。カットしていいとか悪いとかではなくて、今はちょっと考えています。

○委員長（佐々木勝男君） 考え中ね、はい。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕は、これはあっても別になくても問題はなくて、この事務局のほうでは時間的なスケジュールがあるのだから急ぐのだよと、お金の面もあるよということを強調したいという意味は分かるのですけれども、どちらでも僕は結構です。あってもよし、なくてもよしと。

○委員長（佐々木勝男君） はい。

○4番委員（佐藤三昭君） 「総合的に検討し」ですから、当然総合的なものに含まれるのですね。でも、強調したいという意向であればあってもいいということになるでしょうから、「等」という中に総合的なことが入ってくるので、焦点化しているようでぼかしているということにもなってしまいがちですが、抜いても、あえて入れても全体的なことに大きな変わりはないというような気がします。

○委員長（佐々木勝男君） では、入れてもよしと。

○4番委員（佐藤三昭君） はい。そういうことにもなります。

○委員長（佐々木勝男君） では、ここまではよろしいですか。では、「今後」というところで。最後の段落3行、案の案も3行のところを照らし合わせていただきたいと思います。

- 3番委員（後藤眞琴君） 委員長。最後の3行目は、これは「てにをは」の問題ですので、「取り組んでまいりますので」という「まいる」というのは普通に使うのかもしれませんが。
- 教育長（佐々木賢治君） いいです。「いきます」でも問題ないです、それは。
- 委員長（佐々木勝男君） 「まいる」というところね。「いきます」でね。
- 3番委員（後藤眞琴君） 佐藤委員さんね、これは「お力添えのほどを」というこのニュアンスはいかがですか。
- 委員長（佐々木勝男君） まあ、丁寧な言葉、謙譲語にもとられるね。
- 4番委員（佐藤三昭君） この場合、余り適切ではないのかもしれませんが、「お力添え」という言葉そのものは。関連性からいっても、おかしいかもしれません。そうですね、「ご協力のほど」ですかね。後藤委員さんの文章のほうがいいと思います。これは、全般的に「町民の」という言葉、それから「行政に対する」という言い方をしていますので、よりそれを詳しくとか書いていまして、最後のまとめも「ご協力のほど」のほうがよろしいと思いますけれどもね。
- 教育長（佐々木賢治君） 「お力添え」はなくてもいいと思いますが、その3行の中に2つの意味があるのです。1つは教育行政の信頼の回復、それからもう一つは関係機関、町民の方々の意見等を踏まえると、これは、入っていますか。失礼しました、済みません。
- 委員長（佐々木勝男君） では、こここのところもう一回読み上げますので。最後のところ、ちょっと読み上げますのでお願いします。
- 「今後、教育委員会といたしましては、町民の教育行政に対する信頼の回復に努めるとともに、関係機関、町民の方々の御意見等を踏まえながら子どもたちの学力向上、健全育成に全力を挙げて取り組んでいきますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます」。ここにある「ご協力」の「ご」は平仮名ですが、「御意見」の「御」は漢字になっていますけれども、全体的なその表記の仕方、これは一回文章をつくり直したときに、表記の仕方でも共通したもので取り上げて、もう一度見直すということになろうかと思えますね。
- 教育長（佐々木賢治君） ここは、平仮名に統一させていただきます。
- 委員長（佐々木勝男君） ここまでのところで、全体を通して、時間も1時間以上たっておりますので、若干休憩をとりますので、今確認したところをもう一度文章化したものをコピーして委員の皆さんにお渡しいたします。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） これを、打ち直します。
- 委員長（佐々木勝男君） 4時半ころの開始でよろしいですか。では、15分休憩。休憩とりま

それで、あとコピーがとれましたら、提案の案を確認します。

午後4時20分 休憩

午後4時50分 再開

○委員長（佐々木勝男君） では、再開させていただきます。

先ほど、返却を依頼する理由について議論していただいたところの、理由についての文面について成案として挙がってまいりましたので、事務局からゆっくり読み上げていただいて、その後みんなで確認ということになろうかと思っておりますので、お願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、委員長、読み上げさせていただきます。

返却を依頼する理由からとなります。読み上げます。

美里町教育委員会は、最初に提出した「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」（以下、「基本構想」という）の剽窃問題に対する不適切な処置をしたこと及び基本構想を十分に修正しないで再提出することなどをして、町民の皆様にご不信感を抱かせ、また町議会を混乱させ、町民の皆様をはじめ町議会議員及び町長に大変なご迷惑をおかけしたことに對して、深く陳謝いたします。

基本構想に関して最初に剽窃の疑いが生じたとき、教育委員会は教育行政機関としてそれを真摯に受けとめ、反省すべきは反省し、謝罪すべきは謝罪すべきでした。それをしなかったことを反省し、町民の皆様にご謝罪いたします。今後は、このようなことのないように努め、教育委員会に対する町民の信頼を取り戻し、教育行政をしっかりと執行していかなければならないと痛感しております。

現在、本町では少子化など社会環境の変化を目の当たりにしております。このような状況の中、教育委員会にとって喫緊の課題となっておりますのは、将来を見据えた教育環境の整備であります。学校の適正規模、配置等を総合的に判断しなければならないことでもあります。これらの課題を解決する方策の一つとして、「美里町学校教育環境審議会」を設置し、教育環境の整備について調査、審議をいただき、このたび答申をいただいたところであります。

この答申を受け、今後、早急に学校教育の環境整備について総合的に検討し、将来に向けた学校教育のあり方について、時間的なスケジュール、費用面等を考慮しながら教育委員会として方針を決定することが、最重要かつ最優先事項と考えております。

以上のことを踏まえて、教育委員会は喫緊の課題である将来を見据えた教育環境の整備に全力で取り組んでいきます。そのため、「基本構想」を撤回させていただきたいと思っておりますので、

返却していただきたくお願い申し上げます。

裏ページになります。

今後、教育委員会といたしましては、町民の教育行政に対する信頼の回復に努めるとともに、町民の方々や関係機関のご意見等を踏まえながら、子どもたちの学力向上、健全育成に全力を挙げて取り組んでいきますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君） 事務局から読み上げていただきました。先ほどの協議した内容をもう一度見直していただいて。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） 勉強させていただきました。この「適正規模及び配置等を」、「等」はつけないと。きょうは勉強させていただきました。

○委員長（佐々木勝男君） それで、確認をしたいのですけれども、いいですか。「撤回」というような言葉の関連で、「基本構想の撤回」ということですよ。この文言の中には入っていないのですけれども、今後のあり方というところもかなり引っかかってくるのではないかなと思いますけれども、それについては委員の皆さんはどういうふうに考えられているのでしょうか。

この辺のところを確認したいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） 今後のあり方というのは、何についての今後のあり方ですか。

○委員長（佐々木勝男君） 基本構想の撤回ということは、基本構想自体は戻すのだと。それで、これから教育環境の整備を図っていく上で、いろいろな施設も考えて当然いくわけですが、その施設というのをどういうふうに考えて。いわゆるどういうことかということ、従来考えていた給食センターの構想というのは、将来はつukらないのだということか、あるいはセンターをつくる構想は将来にはあり得ることなのか。その辺、そういったところも引っかかりが出てくるのではないかなと思うのです。それについては、ちょっと補足することになるかと思うのですけれども、この文言がどうのこうのではないのですけれども、御意見をいただいております。いいかなと。

○3番委員（後藤眞琴君） これは、学校教育環境審議会の答申を踏まえてそれをどうするかという、これから話し合いの中で議論になることかと思うのですけれども、あそこで僕の記憶している限りでは、今の施設をできる限り利用するという文言があったかと、そのとおりかどうかはわかりませんが、そういう文言をどう解釈するのかというところ。

そうすると、特に学校給食施設ですか、それに関しますと、今ある施設を生かすのだということになりますと、できるだけそれを修繕しながら使うのかどうかとか、いろいろ議論はこれ

から進んでいく形で、ここで前もってそのセンターを造る造らないという話ではないのではないかと思いますのよね。

きょうの文言は、とにかく基本構想に関してだろうと思うのです。基本構想を返却していただく、その返却する理由をどうしてか述べたのであって、ですから、僕はそういうふうに理解しているのですけれども、当然先ほど教育長さんから説明ありましたように、その審議会答申をどう教育委員会が受けとめるのか、そこにもかかわってくるでしょうけれども、センターというのはこれからは考えにくいのではないかと。お金の面とかいろいろ、それに子どもたちの給食のことを考えたら、やっぱり今の設備を最大限生かすような格好もあり得るのではないかと個人的には思っているのですが、それはまた答申をどう教育委員会が受けとめるかというところの議論のときにまた申し述べたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 先ほど、私が片隅に引っかかるのは、「撤回」というのは、法律上意思表示した者がその効果を将来に向かって消滅させるのだということですよ。そうすると、基本構想を撤回するというと、その考え方は将来に向かって出てくることはあり得ないと、そういう考え方の捉え方になろうかと思うのですが、その辺は皆さんどういうふうにお考えなのか、一応確認しておく必要があるかと思って。

それぞれご意見をいただいて、今後審議していかなければならない、あるいは学校教育環境審議会という中で、施設とのかかわりが出てまいりますので、時間をとって進めなければならぬだろうということがございますので、それだけに今日この問題だけを論議するということは時間的なこともかかわってきますけれども、ご意見として、各委員の皆さんから伺っておいで、そしてこれからの協議の課題ということも出てくると思いますので、お願いいたしたいと思います。

○2番委員（成澤明子君） 確認というのは。

○委員長（佐々木勝男君） 確認というよりも、この基本構想というものを撤回ということは、これまでの基本構想というものは、小牛田地域に給食センターをつくって子どもたちにおいしい給食を食べさせようという、そういう趣旨、構想であり、そうすると、その構想を撤回するということは、その考え方はもうないよと。考え方はないよということは、小牛田地域に学校給食センター、そういう一つにすることは将来的には考えないよというようなことだと思うのです、受けとめ方としてはね。だから、これから、学校教育環境審議会ということで話が進んでいくわけだと思うのですけれども、そうすると給食施設というのはこれまでのような給食センターの考え方はないよと言ったのだから、給食センターをつくるということは、これからは

ないだろうと。あるいは、別な形で復活するような考え方が出てくるのだろうか。その辺がこれからの論議になってくるかなと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕、いや、それに行くにはやっぱり論理的な飛躍があるのではないかと思うのですよね。ここでは、この基本構想の問題になっていて、この基本構想はこういうところでいろんな、ここに述べてあるような理由でだめになったのだから、では撤回しますと。

そうすると、そこに述べられているものがだめだということで、センターそのもの云々ということは触れられてはいないと思うのですよね。僕個人としてですよ。センターで一度見学させていただいて、何千食とつくる、ああいうものを食べさせられたら、子どもたちにとっていいのかなという印象を受けましたので、この意味をこういう意味で含まれているのだよと入れたいのですけれども、そこにはやっぱり論理的な飛躍があると思います。それは、だから改めて、繰り返しになりますけれども、環境審議会の答申をどうするのか。それで、今ある施設をできるだけ生かすというようにところだと理解していくのか、あるいは生かさないうでいくのかというのは、また委員会で議論になるのではないかと考えています。

やっぱり、論理的に筋道が立たないところを無理してこじつけるようなことをすると、後で問題が生じてきますので、町民の方に、こうこうだからこれはないのだとか、これはこうだからするのだとかいうような格好で説明できるようにしないと、また問題になるかと思っています。

○委員長（佐々木勝男君） 今後、施設はどうあるべきかというのを考えていくという。

○3番委員（後藤眞琴君） その中で考える。その中で、学校給食施設も当然ここに入ってくる。

○4番委員（佐藤三昭君） 私は、これを取り下げるということは、小牛田地域学校給食センターそのものについていわゆる白紙の状態に戻すのではないかと思います。その白紙というのは何かというと、このセンターにかかわる構想に関して白紙であるということも取り下げ撤回だと思います。ですので、それは教育環境審議会の答申を受けた今後の教育委員会の中で、例えばこれは飛躍になるかもしれませんが、1つの中学校区の中でその分の学校給食をその施設の中でつくるか、または幼稚園も含めた今後の幼稚園のあり方も含めた中でその環境としてどのような給食をつくるのが適切なかというような、いろいろな観点から適正規模を考えた考え方を改めて町民のご意見を聞きながら方針をつくっていくというふうなことだと思いますので、私はこれを取り下げるということはそういう意味があるのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 繰り返しはいたしません。

○2番委員（成澤明子君） そうですね。全く白紙に戻すということで、何もなかったときに戻るということで、今後はどうするかということは教育環境審議会の答申を受けて、私たちが機

能していくということになると思います。個人的にここでセンターにしたらいいのかどうなのかということをお答えすることはできますけれども、ここは答えるべき場所ではないかなと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 教育長さんのほうでは何か。

○教育長（佐々木賢治君） 最初に申し上げたとおりです。「基本構想を撤回させていただきたいと思っておりますので、返却をお願いします」というふうに出しております。それで、最初はこのセンター化は非現実的であると、今ですね。だから、ここで何をしなくてはいけないのかというのはもう目の前にあるので、センター化というのはまず無理であろうという、そういう今この中に込めてあります非現実的という言葉を使わせてもらいましたが、それには変わりないです。

○委員長（佐々木勝男君） 今後の施設のあり方について、学校教育審議会とのかかわりがこれから出てきておりますので、本日どうするかということについては少し時間をかけなければいけないということも出てくると思います。そういうことで、きょうのことについては返却を依頼するということが提案ができ上がりましたので、これをもって町長提出とするということになろうと思うのですが、よろしいでしょうか。

〔傍聴者から口頭で意見あり〕

○委員長（佐々木勝男君） 暫時休憩とします。

午後5時10分 休憩

午後5時23分 再開

○委員長（佐々木勝男君） では、再開させていただきます。返却依頼については、この文面で町長宛てに提出をするということによろしいですね。

それで、提出の方法について、前回のときには全員でそして事務局ということで、町長のほうに伺ったわけでございますけれども、前回の中で、今回は委員長と教育長と事務局でいいのではないかというようなことも出ておりますが、確認をしたいと思っておりますが、前回同様に全員行くのか、前に話題として出た、委員長、教育長、事務局で行くのか、その辺は。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長、あと教育長と事務局の方にお願いで、僕はよろしいのではないかと思います。

○2番委員（成澤明子君） はい、お願いします。

○4番委員（佐藤三昭君） それでお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） 提出の方法としては、委員長、教育長、あと事務局で。ということ

で、あと提出日については、まだいつということは決定していないけれども、次週あたりかなと。この辺のところ、町長の日程との調整があろうかと思いますが、その辺はどう、事務局のほうにお願いしてということになるかと思います。

そこまでは確認をしておるのですが、若干休憩をいただいて、提出文書の件で、ちょっとその辺を確認してよろしいですか。暫時休憩の時間をとらせていただきます。

午後 5 時 25 分 休憩

午後 5 時 27 分 再開

○委員長（佐々木勝男君） 休憩前に引き続き、提出物の件を協議します。

○教育長（佐々木賢治君） きょう協議していただいた文書を提出するわけでありませんが、12日に出した返却依頼文書をどうするかと。それで、あれに基づいて町長さんが回答をくれたわけです。それに基づいて、きょう協議してもらっている。そして、これを提出と。したがって、12日出した文書は教育委員会としては返していただきたいと、それを依頼するこの文書の返却についてというこの案に示した文書であります。これを承認いただきたいなど、教育委員会として返していただきたいという。あとは、町長のほうで「いや、うちのほうで保管するから」と言われれば、「ああ、そうですか」と言わざるを得ないのですが、教育委員会としては12日に出した返却依頼文書を返していただきたいと。そして、あれは教育委員会で保管しておきます。そして、新たに、差しかえではなくて一旦返してもらって、きょう協議していただいたものを提出と、そういう事務的な流れなのですが、お認めいただきたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） いま教育長から提案、説明がございました。文書の返却について依頼というところがございますが、御意見いただきたいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） 2つあったら変ですから、当然返してもらわないと困るのですね。その文言はこれで良いです。

○教育長（佐々木賢治君） はい、ありがとうございます。

○委員長（佐々木勝男君） ほかに。

○4番委員（佐藤三昭君） よろしいです。異議ありません。

○委員長（佐々木勝男君） よろしいでしょうか。

ご異議なしということで、では、この5月12日提出文書の返却案ということで、これを承認ということになりましたので、よろしく願いいたします。

○教育長（佐々木賢治君） なお、日程については、町長と調整の上、御連絡申し上げます。

○委員長（佐々木勝男君） よろしくお願ひします。

協議することについては、案件は以上でございます。あと、ありませんね。

（「はい」の声あり）

本日の日程、終了いたしました。以上で、平成26年5月教育委員会臨時会を終了することになります。ありがとうございました。

午後5時30分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江克哉の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成26年 7月10日

委員長

署名委員

署名委員